

# 「大泉町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについて

## 1 見直しの趣旨

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」は農業経営基盤強化促進法に基づき、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標や育成すべき経営体として位置付ける認定農業者等の認定基準を明らかにするとともに、将来の地域農業のために講ずべき措置などについて市町村が策定するものです。

また、同法により都道府県が作成する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に即して策定するとともに、おおむね5年ごとに見直しを行うこととされています。

今般、前回の定期変更から5年が経過し、群馬県が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の変更が行われたことから、本町の基本構想についても見直しを行うものです。

## 2 基本構想の主な内容

### 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

農業従事者が、他産業並みの年間労働時間で、他産業並みの年間所得を確保できるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、農業が職業として魅力とやりがいのあるものとなり、また、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保により、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保することを目標としています。

### 第2 効率的かつ安定的な農業経営の指標

効率的かつ安定的な農業経営の目標年間所得と目標労働時間を実現できる具体的な指標として、現在展開されている優良事例を踏まえつつ、農業経営のモデルとして、営農類型を示しています。

### 第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が5年後には農業経営が成り立つ年間農業所得について、現在展開されている優良事例を踏まえつつ、農業経営のモデルとして、営農類型を示しています。

### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を育成するためには、地域の農用地を担い手へ集積していくことが重要です。

地域の農用地のうち、おおむね10年後に担い手が利用する割合の目標を定めています。

### 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

関係機関・団体の連携のもと、認定農業者制度の促進による担い手の育成、利用権設定等促進事業による担い手への農地集積の促進などの推進方策を定めています。

## 第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

担い手の更なる規模拡大や効率化を図るため、農地の貸付けや売渡しに関する事業について、事業の実施主体や区域、実施の基準などについて定めています。

### 3 主な変更内容

#### ○第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- ・1の農業の現状と振興方針について、米麦中心の農業から野菜等の複合経営の育成を図ることを新たな目標としました。
- ・2の農業構造の現状と見通しについて、担い手不足により農用地の集積・集約化が進まず、農地の遊休化する可能性が高まり、利用集積の遅れ等が懸念されることを新たな見通しとしました。
- ・3の効率的かつ安定的な農業経営の育成の基本的な考え方については、農業経営の育成に関する施策として、人と農地の問題を解決するため「人・農地プラン」の定期的な見直しや農地中間管理機構の活用により、農用地の利用に関して経営規模の拡大、集団化等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進め、農用地利用を最適化することを、追加しました。

#### ○第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

- ・効率的かつ安定的な農業経営の指標に、水稻+麦+露地野菜（ナス+ハクサイ+ちぢみほうれんそう）を追加したほか、近年の状況に合わせて修正を行いました。

#### ○第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

- ・新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標に、施設野菜（キュウリ）を追加したほか、近年の状況に合わせて修正を行いました。

#### ○第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- ・1の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標について、国が掲げる担い手への集積目標（80%）、群馬県農地中間管理事業の推進に関する基本方針の集積目標（66%）及び群馬県が目標達成のため作成した市町村別農地集積目標を踏まえ、本町におけるおおむね10年後の目標を「40%」から「71%」に変更しました。

#### ○その他

- ・法の一部改正、県基本方針の変更による修正及び農業情勢等の変化に伴う修正を行いました。